

## 国家の世俗性原理は教室の十字架像によって表されるか

——イタリアにおける教室十字架像事件——

田 近 肇

## 目次

はじめに

## 第一章 背景

I イタリア政教関係略史

II ラウツイ事件以前の論争

## 第二章 ラウツイ事件

I ラウツイ事件と憲法裁判所

II イタリア行政裁判所による判断

III ヨーロッパ人権裁判所による判断

## 第三章 動揺するイタリア宗教法

I 市民宗教としてのカトリック教

II イタリア型世俗性原理

おわりに

## はじめに

国公立学校の教室に十字架像（Crocifisso）が設置されている場合に、これが信教の自由に反するかどうか争わ

れた例としては、ドイツにおける一九九五年の憲法裁判所判決<sup>①</sup>が有名であり、この判決については、これまでわが国でも多くの紹介がなされている。<sup>②</sup>しかしながら、圧倒的多数の国民がカトリックの信徒であるイタリアにおいて同様の問題が提起され、論争が繰り広げられてきたことは、わが国ではほとんど紹介されていない。

本稿は、イタリアにおいて公的施設への十字架像の設置をめぐる論争、中でも大きな問題となったラウツィ (Lautsi) 事件を取り上げようとするものである。この論争が注目されるのは、何よりも、憲法裁判所の判例上形成されてきたイタリア憲法上の国家の世俗性 (laicità dello Stato) 原理に関し、ラウツィ事件をめぐる議論を通して、これまでとは異なる解釈がみられるようになっていくからである。イタリアの政教関係は、一九八四年の新政教協約によってカトリック国教制が廃止された後、公認宗教制へと移行した。その公認宗教制は、法的にも事実上もカトリック教会が他の公認宗派に対して優越する公認宗教制<sup>③</sup>と言われるが、一九九〇年代後半以降、国家の世俗性——そのコロラリーとしての国家の宗派的な公平性——の原理が強調され、カトリック教会と他の宗派とを平等に取り扱う公認宗教制が追求されてきた。しかしながら、ラウツィ事件に関して、行政裁判所は、再びカトリック教会が他の宗派に対して優越することを是認する世俗性原理の解釈を打ち出したようにみえる。このように公的施設への十字架像の設置をめぐる論争を通して国家の世俗性原理の解釈が揺らぐ中で、この原理がどのように理解され、さらにはイタリアの政教関係はどうあるべきだと考えられているのかを検討しようというのが、本稿の目的である。

公的施設の十字架像の問題は、憲法学・宗教学の視点からは、このように、国家の世俗性原理をいかに解釈するかという問題として捉えられることになるが、別の視点からは、イタリア社会において市民の統合ないしまとまりをどのようにして維持するかが問題となっているとみることもできよう。イタリアで教室の十字架像が政治的にも大きな問題となったのは、少なからぬ国民が、十字架像の撤去は国のアイデンティティの否定だと受け止めたか

らである。従来、イタリアでは、国民の文化的・宗教的な同質性を前提に、カトリックの伝統に自らのアイデンティティが求められてきた。しかし、今日、移民の増加等によって、そのアイデンティティが揺らぎつつある。そうした中、教室の十字架像をめぐる論争を契機に、改めてイタリアのカトリックの伝統を強調し、これを社会統合の中心にすることが主張されているのである。翻って考えてみれば、日本もまた、宗教性の濃淡はともかくとして、国民の文化的同質性を前提に、そのアイデンティティを伝統に求めるところがあるように思われ、教室の十字架像をめぐるイタリアで繰り広げられている論争は、その意味でも興味深いように思われる。

本稿の構成は、次の通りである。まず、第一章では、議論の背景となるイタリアの政教関係を簡単に概観し（Ⅰ）、ラウツイ事件より前に、公的施設における十字架像についてのどのような議論がなされていたのかを検討する（Ⅱ）。第二章では、ラウツイ事件を取り上げる。まず、ラウツイ事件が憲法裁判所によって審理されなかった理由に触れたい。たうえで（Ⅰ）、行政裁判所が国家の世俗性原理についてどのような新たな解釈を打ち出したのかを概観する（Ⅱ）。なお、この事件はその後ヨーロッパ人権裁判所に提訴がなされているので、その点についても簡単に触れておきたい（Ⅲ）。最後に、第三章において、イタリアのアイデンティティをカトリックの伝統に求める議論を紹介したうえで（Ⅰ）、イタリアにおける国家の世俗性原理がどのように理解されているのかを考察することとする（Ⅱ）。

## 第一章 背景

### I イタリア政教関係略史

#### (1) 一九世紀自由主義の時代

公立学校の教室に十字架像を設置する義務を法令で定める例は、公教育制度を組織的に整備した一八五九年一

月一三日法律第三七二五号(カザーティ法)<sup>4</sup>を施行するための一八六〇年九月一五日勅令第四三三六号(以下、単に「一八六〇年勅令」という。)第一四〇条にさかのぼる。同条は、「すべての学校は、十字架像を備えるものとす」と定めていた。この当時、イタリアの統一を進めつつあったサルデーニヤ王国の憲法である一八四八年三月四日王国基本憲章(アルベルト憲章)<sup>5</sup>は、「使徒伝承のローマのカトリック教は、国の唯一の宗教である」(第一条一項)と、カトリック国教制を定めており、一八六〇年勅令の規定がこれを前提にしていたことは言うまでもない。

もつとも、一八七〇年代半ばまで政権を担っていた歴史的右派——例えば、カヴール——の教会政策は、自由主義的国家管轄主義(giurisdizionalismo liberale)と呼ばれ、霊的領域における教会の自由な活動を承認する政教分離主義と、国家の支配権(giurisdizione)は教会のそれに優越し、教会は国家の後見的な監督に服するとする国家管轄主義とが混交した政策であって、むしろ反教権主義的ではなかった。<sup>6</sup>そして、一八七〇年代半ばから第一次世界大戦終結頃まで断続的に政権の座にあった歴史的左派——例えば、デプレティス、クリスビ、ジョリッティ——も、基本的には歴史的右派の教会政策を引き継いでおり、<sup>8</sup>それゆえ、一八六〇年勅令で定められた十字架像の設置義務は、必ずしも厳格に遵守されていなかったようである。

## (2) ファシズム政権の教会政策とラテラノ協定

カトリック教が名実ともに国教化されたのは、ファシズム政権の下においてである。ファシズム運動は、当初はカトリック教会に敵対的ではなかったと言われるが、<sup>9</sup>一九二〇年にはカトリック教会へのアプローチを変え始め、ムッソリーニは、代議院における一九二一年の演説の中で、ファシズムは反教権主義の立場に立つものではないことを宣言している。<sup>10</sup>ムッソリーニがこのように立場を変えたのは、権力の座に就くためには当時勢力を拡大しつつあったイタリア人民党<sup>11</sup>を打倒する必要があり、そのためには、イタリア人民党との関係が必ずしもうまくいって

なかったヴァチカンを味方に付けることが必要だったからだと言われる。<sup>(12)</sup>

ファシズム政権によるカトリック国教制の強化——これは「新国家告白主義 (neo-confessionalismo statale)」と呼ばれる——は、最終的には、アルベルト憲章第一条が定める国教制を「承認し、再確認する」、一九二九年二月一日のラテラノ協定の締結をもたらした。<sup>(13)</sup> しかし、実はそれに先立って、ファシズム政権は、政権掌握（一九二二年）直後から、初等教育学校に宗教教育を導入し（一九二三年）<sup>(14)</sup>、第一次大戦で破壊された教会の復旧費用の支出を決定し（一九二三年）、聖職者の兵役免除を定める（一九二四年）など、カトリック教会に対する一連の懐柔政策を打ち出していたのである。<sup>(15)</sup>

公立学校その他の公的施設における十字架像の設置も、そのような政策の一環として位置づけることができよう。この時期、多くの小学校で十字架像が撤去されていることを非難し「信仰と国民感情の神聖な象徴」の回復を命ずる通達（一九二二年一月二二日公教育省通達及び一九二二年一月一六日内務省通達）を皮切りに、全ての種類の行政機関（一九二三年一月一日内務大臣命令）及び法廷（一九二六年五月二九日恩赦司法省通達）における十字架像の設置を命ずる通達・命令が出されている。また、中等教育学校に関しては、一九二四年四月三〇日勅令第九六五号（以下、単に「一九二四年勅令」という。）によってすべての教室に十字架像を設置すべき旨が定められ（第一一八条）、初等教育学校に関しては、一九二八年四月二六日勅令第一二九七号（以下、単に「一九二八年勅令」という。）により十字架像が教室に備えるべき備品の一つと定められた（第一一九条及び別表C）<sup>(16)</sup>。

### (3) 国教制の廃止

ファシズム政権の崩壊後、一九四七年二月二日に制定された現行イタリア共和国憲法の第七条は、「①国家と

カトリック教会は、各々その固有の領域において、独立かつ最高 (sovrano) である。②両者の関係は、ラテラノ協定により規律する。この協定の改正は、両当事者が承認するときは、憲法改正の手続を必要としない」と定めている。このように現行憲法は、明示的にラテラノ協定に言及して、国家とカトリック教会の関係は引き続きラテラノ協定の規律に従う旨を定めている。それゆえ、ラテラノ条約が定めるカトリック国教制それ自体も新憲法の下で維持され<sup>(17)</sup>、その結果、公立学校その他の公的施設における十字架像の設置が特に問題にされることはなかったようである。

そうした状況を大きく変えたのが、ラテラノ協約の改正と国家の世俗性原理の登場である。「聖座とイタリアとの間の一九八四年二月一八日協約」(ヴィツラ・マダーマ協約)<sup>(18)</sup>は、ラテラノ協約の改正と位置付けられているが、その内容からすると、まったく新しい協約だと言ってよい。その附属議定書第一項は、「カトリック教がイタリア国家の唯一の宗教であるという、ラテラノ協定で言及された原則は、爾後効力を有しないものとみなす」と定めており、これによって、アルベルト憲章以来なされてきた「使徒伝承のローマのカトリック教は、国の唯一の宗教である」という位置付けは、公式には姿を消すこととなった。

もつとも、国教制の廃止は、直ちにアメリカやフランス、日本のような政教分離制の採用を意味するわけではない。事実、新協約もまた、国家とカトリック教会との間に協働関係が存在すべきことを前提に、教会に対し、税制上の優遇措置(第七条三項)、教会法上の婚姻に対する国家法上の効力の承認(第八条)、公立初等・中等教育学校における任意的なカトリック宗教教育の実施(第九条)といった「特権」を承認しており、さらに、法律上、聖職者の扶持等のための財政支援制度が定められている(一九八五年五月二〇日法律第二二二号第四七条二項及び第四八条<sup>(19)</sup>)。

しかしながら、そうした協働関係は独りカトリック教会との間のみ存在するわけではない。国家は、憲法第八

条三項に基づき、カトリック以外の宗派との間でも協定 (*intesa*) を結んでいるのであり、先に例示したような「特権」は、全部ではないにせよ、かなりの部分がカトリック以外の宗派に対しても認められている。<sup>(21)</sup> その結果、一八四四年以後のイタリアには、国家と協約・協定を結んで協働関係を有するカトリック教会及びその他の協定宗派 (*confessione con intesa*) と、そもそも国家と協定を結ぶに至っていない諸宗派 (*confessione senza intesa*) とが存在する格好になっており、それゆえ、一般に説かれる政教関係の類型に即して言えば、イタリアの政教関係は、公認宗教制に分類することができる。

#### (4) 国家の世俗性原理

ところで、ヴィッラ・マダーマ協約による国教制廃止の五年後、今度は、国家の世俗性原理が、憲法上の原理としてイタリア憲法・宗教法の世界に姿を現すこととなった。イタリア共和国憲法は、フランス第五共和国憲法のよりに国家の世俗性 (*laïcité*) 原理を定める条項を有しているわけではない。イタリアにおける国家の世俗性原理は、憲法裁判所判例によって形成された原理であり、これを初めて打ち出したのが憲法裁判所一九八九年四月一二日判決第二〇三号<sup>(22)</sup>である。

曰く、「援用された〔憲法第二条、第三条及び第十九条の〕諸価値は、他の価値（憲法第七条、第八条及び第二〇条）とともに国家の世俗性という最高原理を形づくるのであって、この最高原理は、共和国憲法で示された国家形態の特質の一つである。憲法第二条、第三条、第七条、第八条、第十九条及び第二〇条から明らかになる世俗性原理は、諸宗教に対する国家の冷淡さを意味するものではなく、宗派的及び文化的に多元的な体制において宗教的自由を保護するための国家の保障を意味するのである」と。

憲法裁判所がこの判決の中で「国家の世俗性原理」について一般的に説示するところからは、憲法裁判所がこの

語によって何を言おうとしているのか必ずしも明らかではない。しかし、本件で争われていた、公立学校でのカトリック宗教教育の実施を定めるヴィッラ・マダーマ協約第九条二項（正確に言えば、同協約の施行法律である一九八五年三月二五日法律第一二一号）の合憲性という具体的問題についての説示をみると、憲法裁判所のいう「国家の世俗性原理」がどのようなものが見えてくる。

憲法裁判所によれば、「世俗的な」共和国が公立学校でカトリック教の教育を実施することが許されるのは、次のような理由による。まず、世俗的な国家は、宗教的多元性が存することを前提に、宗教文化が人間の人格を形成する価値を有することを承認することができる。そして、カトリック教の諸原理は、イタリア社会においては「イタリア国民の歴史的財産」として認識されている。国家の世俗性とは、「宗教又は特定の信条に関する国家自体又はその指導的集団の無関心、敵意又は告白という教条主義的・抽象的な公理に應えるものではなく、市民の世俗的良心及び宗教的良心に関する具体的な要求に仕えるものである」。それゆえ、共和国は、「まさしくその世俗的な国家形態ゆえに」（傍点・筆者）、カトリック教の諸原理が「イタリア国民の歴史的財産」として有する形成的価値に着目し、カトリック宗教教育を公立学校で実施することができるのである、と。

このような「国家の世俗性原理」が「宗教に関して無関心で懐疑的な一九世紀の自由主義的伝統の世俗的国家」の考え方<sup>23</sup>とはまったく異なるものであることは言うまでもない。

さらに、「国家の世俗性」あるいは「世俗的国家 (Stato laico)」という概念は、一九世紀のイタリア及びフランスにおいては、本来、国家と教会との区別を前提に、教会は公法人ではなく私法人なのであり、その法的地位は唯一主権を有する国家によって他の私法人と同様に一方的 (unilateralmente) に規律されるべきであるという考え方を意味していたと言われることがある<sup>24</sup>。しかし、憲法裁判所は、本件において、同じ「世俗性」という語を使いつつも、教会と国家との間の双務的 (bilaterale) な規範であるヴィッラ・マダーマ協約の規範を合憲と判断したので



あり、この意味でも、憲法裁判所のいう国家の世俗性原理は、「一九世紀の自由主義的伝統の世俗的国家」とは異質であるように思われる。

ひょっとすると、憲法裁判所にとって国家の世俗性原理とは、イタリア共和国憲法が定める「制度体 (istituzione) 間の関係、つまり市民社会 (società civile) と宗教的現実との間の関係を簡潔に言い表す表現」にすぎなかったのかも<sup>25</sup>れない。しかし、この世俗性原理は、その後、憲法が定める政教関係を簡潔に言い表す表現という以上の意味を獲得してきたように思われる。そして、学校の十字架像も、この世俗性原理との関係が問題とされるのである。

## II ラウツイ事件以前の論争

### (1) 一九八四年内務省覚書

公立学校をはじめとする公共施設への十字架像の設置が裁判の場で本格的に議論されるに至ったのは、後にみるラウツイ事件が最初である。しかし、実は、この問題は、憲法裁判所が国家の世俗性原理を打ち出すよりも前に、ヴィツラ・マダーマ協約による国教制の廃止の直後から、行政内部で検討されていた。また、この問題が裁判上争われた例も一九九〇年代から存在している。そこで、ラウツイ事件に進む前に、それらを見ておこう。

一九八四年一〇月五日内務省覚書<sup>26</sup>は、国教制の廃止後も、法廷に設置された十字架像をそのまま設置し続けるべきか否かについて、司法省から内務省に照会がなされ、それに対する回答として作成されたものである。

その中で、内務省は、法廷における十字架像の設置には「明白な規範的根拠がない」ことを認めつつも、上記の一九二六年恩赦司法省通達が発せられるに至った動機が今なお有効かどうかを検討し、次のように結論づけている。すなわち、「明らかに、わが国の文化及び歴史から生まれた道徳的及び倫理的諸価値は、確固たる人間主義的使命によって特徴づけられ、これは、キリスト教の諸原理に根ざしている。それゆえ、もし、キリスト教がわが歴史の統

合的要素であるとすれば（そして、このことは、『カトリック教の諸原理がイタリア国民の歴史的財産の一部である』ことを確認する新協約第九条において明示的に承認されている）、十字架像つまりキリスト教の最も崇高な標章は、信徒であるか否かにかかわらずすべての者にとつて、この我われの文明の象徴つまり我われの人間主義的な文化と倫理感の標章であることは明白である。それゆえ、法廷に十字架像すなわち我われの社会の基礎にある道徳法則及び倫理法則を示す象徴が存在することは、適切であり、かつ、憲法が定める思想及び宗教の自由という原理に反するものではない」と。

(2) 一九八八年国務院意見

国務院一九八八年四月二七日意見第六三号は、国教制の廃止後も、一九二四年勅令及び一九二八年勅令がなお効力を有するか否かという問題について、国務院としての意見を示したものである。<sup>(27)</sup> 国務院もまた、次のように述べ、それらの勅令は引き続き効力を有するものとしている。すなわち、①十字架像は、「その歴史的根源において、特定の宗教宗派とは無関係な普遍的価値としてキリスト教文明と文化の象徴」であり、②問題の勅令はラテラノ協定以前から存在し、ラテラノ協定には十字架像の設置に関する定めは存在しなかったのであるから、ヴィツラ・マダーマ協約によるラテラノ協約の改正も、「問題の行政規則の諸規範の効力に影響を与え」るものではないし、③「共和国憲法は、十字架像のような……歴史的財産の一部である象徴を公共施設に設置することをなんら禁止していないし」、「教室に十字架像を設置することは宗教に関する自己の信条を表明する個人の自由を圧迫する原因にはなりえない」から、それらの勅令は「今なお適法に効力を有すると考えなければならない」と。

## (3) 投票所十字架像設置事件（モンタニャーナ事件）

公共施設への十字架像の設置が裁判上初めて争われたのが、モンタニャーナ事件である。ただし、本件で争われたのは、教室の十字架像ではなく、選挙の投票所への十字架像の設置であった。すなわち、本件は、一九九四年の代議院議員選挙の際、開票立会人に選任された者が、投票所に設置された十字架像が撤去されない限り立会人の職務を行うことはできないとしてこれを拒否したため、「正当な理由」なくして立会人の職務を拒否することを禁止する代議院議員選挙統一法典（一九五七年三月三〇日共和国大統領令第三六一号）第一〇八条に違反したとして起訴された事例である。

本件に関する破毀院二〇〇〇年三月一日判決第四三九号<sup>29</sup>で注目すべきは何よりも、投票所への十字架像の設置が違憲であると宣言されたことである。もちろん、破毀院のそのような宣言はそれ自体としては公共施設から十字架像を撤去させる法的な効果をもたない——破毀院は、憲法に反する法律の規定を無効とする権限も、行政の行為を取り消す権限も有しない——が、この判決は「後の裁判判決にとつての重要な転換点」になったと指摘される<sup>30</sup>。

破毀院が十字架像の設置を違憲と判断した理由は、次の三点である。第一に、一九八四年内務省覚書が認めるように、十字架像の設置義務には「明白な規範的根拠」がないことである。第二に、一九八四年内務省覚書及び一九八八年国務院意見はヴィツラ・マダーマ協約第九条を引いて、十字架像は「我われの文明の象徴」であり「我が人間文化と倫理的良心の標章」であるからその設置は正当であると主張するが、破毀院は、同条は公立学校における任意的なカトリック宗教教育の実施にのみかわるものであって同協約の一般的な基本原理ではないから、同条によって公的な場所への十字架像の設置義務が一般的に正当化されるわけではないと反論している。第三に、破毀院によれば、十字架像の設置は、憲法裁判所の判例と矛盾する。なぜなら、憲法が「第三条一項において、一定の顕著な要素に基づいて異なる規律をすることを明示的に禁止」しており「宗教はまさしくそのような要素」なのだ

すれば（憲法裁判所一九九七年一月一四日判決第三二九号（後掲）参照）、十字架像の設置もまた宗教に基づく別異取扱いとして違憲と考えるべきであるし、また、宗教に関する国家の規律は「さまざまな信仰、文化及び伝統が共存すべき我われの国民共同体を特徴付ける全ての宗教」を保護する多元的なものでなければならぬとすれば（憲法裁判所一九九五年一〇月一八日判決第四四〇号（後掲）参照）、政治的意思の形成と決定がなされる「公的」空間は、他の諸宗教を排除した唯一の宗教の象徴的イメージから防禦されなければならないからである。

かくして、破毀院は、投票所として使用される場所に十字架像が義務的に設置されることにより、国家の世俗性原理に賛同する良心に従うという道徳的義務と公職を遂行するという市民的義務との間に衝突が生じている場合には、選挙立会人への就任を拒否する行為は、国家の世俗性原理及び行政の公平性原理（憲法第九七条）に合致した拒否行為であつて、代議院議員選挙統一法典第一〇八条にいう「正当な理由」による拒否に当たるとして、被告人を無罪としたのである。

#### (4) 教室十字架像設置事件（オフエーナ事件）

##### (イ) ラクイラ地方裁判所二〇〇三年一〇月二三日決定

さらに、教室への十字架像の設置が裁判上争われた事例として、オフエーナ事件がある。本件は、イスラム教徒である原告が、その子どもが通う公立の幼稚園及び小学校の教室に十字架像が設置されていることに対し、原告自身及びその子どもの信教の自由の侵害並びに国家の世俗性原理の違反を主張して、その撤去を求める仮処分（民事訴訟法典第七〇〇条）を請求した事例である<sup>31)</sup>。本件に係るラクイラ地方裁判所二〇〇三年一〇月二三日決定<sup>32)</sup>は、教室の十字架像によって原告の子どもの信教の自由が侵害されることを認め、十字架像の撤去を命じた。この決定は、国家の世俗性原理に関して非常に興味深い議論をしている。

この決定を下したモンタナロ裁判官によれば、教室への十字架像の設置は国教制の遺物にすぎないとされる。つまり、一八六〇年勅令は、自由主義国家の時代とはいえ、カトリック国教制を定めるアルベルト憲章の下で制定されたものであったし、一九二四年及び一九二八年の勅令に至っては、ファシズム政権の新国家告白主義の下で制定されたものであって、十字架像の設置を義務付けるこれらの規律と、国教制を明示的に廃止したヴィッラ・マダーマ協約がもたらした新たな規範枠組みとの間には、抜きがたい矛盾があるというのである。

確かに、国家の世俗性原理は、憲法裁判所によって「諸宗教に対する国家の冷淡さを意味するものではない」と説明され、イタリアの伝統や文化がカトリック教の諸原理によって形成されたことを否定するものではないと言われるが、問題は、現代においてもなお、イタリア社会のアイデンティティがカトリック教によって形成されていると言えるかどうかである。

モンタナロ裁判官によれば、今日のイタリア社会はユダヤキリスト教的な同質性を有する社会ではなく、民族的・宗教的に多元的な社会である。「多数派市民の宗教としてのカトリック教の社会的・文化的重要性」の主張は、「わが国においてカトリック文化と市民的文化 (civica cultura) との間に完全な一致」が存在することを前提としているが、実際にはそのような一致は、「すでに存在しないし、とりわけ今日存在することを確実に確認することができない」。それゆえ、十字架像は、「現実にはすべての市民の共通の財産ではない諸価値」を表しているにすぎないとされる。

そうすると、教室に十字架像を設置することは、「人間の進歩の歴史的過程において他の宗教的及び社会的経験が果たした役割に対し……最低限の敬意を払うことなく、「カトリック教を」絶対的な真実として世界の中心に」置くという国家意思の明白な表明にならざるをえず、「教室……における十字架像の設置が宗教的自由に反しないと主張するために採用された正当化は、今や法的に一貫性がなく、歴史的・社会的には時代錯誤になっており、端的に、

イタリアの文化的変遷と、他者の信条を尊重し公的諸制度がイデオロギーに対して中立であるよう求める憲法上の諸原理に反するものになっている」と、彼は指摘する。

それゆえ、モンタナール裁判官は、「宗教的・文化的多元性は、学校制度が宗教現象に対して公平 (imparziale) であり続けるときにのみ実現されうる」のであり、この「公平性は、教室になんらの宗教的象徴も設置しないということによって実現されなければならない」と結論づけている。なぜなら、他宗教・他宗派の象徴も設置することで公平性を確保するといっても、すべてを網羅することはできないし、「何らの信条を有しない者の消極的宗教的自由を侵害する結果に終わる」からである。

(ロ) ラクイラ地方裁判所二〇〇三年一月一九日決定

この仮処分命令は——ドイツにおいて一九九五年の憲法裁判所判決が大論争を引き起こしたのと同様に——、イタリアにおいて、教室の十字架像の問題について大論争を引き起こしたようである。そして、「政治家たちもこぞつて意見を述べ」、「右派だけでなく、左派の議員からも判決について批判的な意見が相次いだ」とのことである。<sup>(33)</sup>

しかし、本件は、あつけない結末を迎えた。というのは、この仮処分命令に対して学校及び教育省の側から異議申立てがなされ、この異議申立てを審理したラクイラ地方裁判所の合議体は、二〇〇三年一月一九日決定<sup>(34)</sup>において本件仮処分命令を取り消したからである。

その理由は、本稿のテーマに直接関係しないので、簡潔に言及するにとどめる。公役務に係る紛争の裁判管轄について、一九九八年三月三一日委任命令第八〇号第三三条二項 e 号 (二〇〇〇年七月二一日法律第二〇五号による改正後のもの) は、公教育を含む公役務の提供に生じたあらゆる紛争を行政裁判所の排他的管轄に属するものと定めつつ、同時に「私的主体との個別的使用関係」に関する紛争及び純粋な損害賠償請求訴訟については例外

的に行政裁判所の排他的管轄に属しないものと定めている。原決定が本件に関する通常裁判所の管轄権を肯定したのは、本件はその二つの例外的な場合のいずれにも該当すると判断したからであった。これに対し、合議体決定は、「私的主体との個別的な使用関係」とは水道などの公営企業体と利用者との間の対等な契約関係をいうのであって在学関係はこれに当たらず、また、十字架像の撤去を求める仮処分申請は純粋な損害賠償請求訴訟にも該当しないと、本件のような紛争は行政裁判所の排他的な管轄に属し、通常裁判所の管轄には属しないと判断したのである。

#### (5) 小括

以上のところから、イタリアでは、一方では、内務省覚書や国務院意見にみられるように、十字架像は宗教的象徴であるというだけでなく、文化的・歴史的な意義も有するということを理由として、公的施設への十字架像の設置が正当化されてきたことが分かる。十字架像が文化的・歴史的意義を有するということは、実定法上、「カトリック教の諸原理はイタリア国民の歴史的財産の一部である」というヴェイッラ・マダーマ協約第九条の規定によって表現されているとされたのである。

他方で、こうした十字架像設置の正当化に対しては、宗教的・文化的な多元化が進んだ今日でも、十字架像はイタリア文化を表すものかというのかという批判がありうる。破毀院判決及びオフェーナ事件におけるモンタナール決定は、そうした批判的立場によるものであり、憲法上保障されている宗教的多元性を実現するためには、十字架像を公的施設に設置するのを禁ずるほかにないのである。

もちろん、一九八四年の内務省覚書及び一九八八年の国務院意見が出されたのは、憲法裁判所が国家の世俗性原理を憲法上の原理として打ち出す以前のことであり、したがって、内務省も国務院も、公的施設への十字架像の設置を、その新たな憲法原理に照らして検討したわけではない。また、モンタニャーナ事件で直接問題となったのは、

選挙立会人の職務を拒否する「正当な理由」の解釈であって、公的施設への十字架像の設置の合憲性が正面から論じられたわけではないし、オフーナ事件に至っては、手続法上の理由により、いわば尻切れトンボのような形で終結してしまっている。しかし、次章で検討するラウツイ事件をめぐる議論がそれ以前の行政解釈及び通常裁判所の議論を前提としていることは言うまでもない。そして、ラウツイ事件では、教室の十字架像の合憲性につき、憲法裁判所や国務院が、国家の世俗性原理という新たな憲法原理を踏まえてどのような判断をするのが注目されたのである。

## 第二章 ラウツイ事件

### I ラウツイ事件と憲法裁判所

#### (1) 事実の概要

本件の原告は、フィンランド系イタリア人の女性である。彼女には、二人の子どもがおり、その子どもは、アーバノ・テルメのヴィットリオ・ダ・フェルトレ公立包括学校<sup>(35)</sup>に在籍していた。二〇〇二年四月二二日、原告の夫は、同校の学校評議会の会議の席で、学校における十字架像の設置について疑問を提起し、これを取り外すよう提案した。この問題はその後五月二七日の会議において決せられ、評議員による表決の結果、十字架像を設置し続けることが議決された。本件は、その学校評議会の議決に対し、これが国家の公平性原理及び「憲法秩序の最高原理である国家の世俗性原理」(この原理は、すべての市民の平等を保障する憲法第三条、並びに無神論及び不可知論を告白する自由を含めて自己の宗教的信仰を告白する完全な自由を保障する憲法第一九条から導き出され、絶対的に優越する根本的性格を有するとされる)に反するとして、その取消 (annullamento) を求める訴えが行政裁判所に提起



された事例である。

(2) 二〇〇四年ヴェネト州行政裁判所決定

本件は、本案に関する議論にたどり着くまでに紆余曲折を経ているので、その点についても紹介しておきたい。本件が係属した第一審のヴェネト州行政裁判所<sup>(37)</sup>で問題となったのは、第一に、一九二四年勅令第一一八条及び一九二八年勅令第一一九条の規定は現在も効力を有するかどうか、第二に、それらの規定が現在も効力を有するとした場合、その合憲性を憲法裁判所の審査に付すことができるかどうかであった。<sup>(38)</sup>ヴェネト州行政裁判所二〇〇四年一月一四日決定第五六号は、前者の点について、問題の「二つの規定は、法律レベルの規範によっても規則レベルの規範によっても、明示的にも黙示的にも廃止されていない」ことを確認している。

しかし、学校評議会の議決が国家の世俗性原理に反し違憲であるという主張がなされている以上、上記の二つの勅令の規定が廃止されていないというだけでは「紛争が解決された」と主張できないことは明白である」として、ヴェネト州行政裁判所は、本件で提起された憲法問題を憲法裁判所の審査に付すことができないかどうかを検討するのである。ところで、イタリアの憲法裁判制度上、具体的な訴訟事件の中で提起された憲法問題を憲法裁判所の審査に付すためには、①「訴訟が合憲性の問題の解決を切り離しては決定することができない」こと、②「提起された問題が明白に理由なしとは認めがたい」ことという二つの要件を充たすことが必要とされている（一九五三年三月一日法律第八七号第二三条二項<sup>(40)</sup>）。

後者の要件については、ヴェネト州行政裁判所は、十字架像がキリスト教において崇敬される宗教的象徴であることを指摘し、これを教室に設置するよう命じる規範が国家は各宗派に対して等しい距離をとり公平でなければならぬとする国家の世俗性原理ないし非宗派性原理と矛盾するのではないかという疑問は、「明白に理由なしとは認

めがたい」と認定している。

問題は、前者の要件に関連して、制度上、違憲審査の対象となるのは「国及び州の法律及び法律の効力を有する行為」に限られている（憲法第一三四条及び一九五三年法律第八七号第二三条一項a号）という点である。つまり、一九二四年勅令及び一九二八年勅令はいずれも、行政規則としての性質を有する規範であり、「法律又は法律の効力を有する行為」ではないため、それ自体としては、違憲審査の対象にはならないということになる。

しかしながら、この問題について、ヴェネト州行政裁判所は、ある行政規則の規定が法律の命ずるところを具体的に特定する内容のものである場合には、その行政規則の規定の合憲性を間接的に審査することが許されるとする憲法裁判所判例（憲法裁判所一九八八年二月二〇日判決第一一〇四号<sup>①</sup>及び憲法裁判所一九九四年二月三〇日判決第四五六号<sup>②</sup>）を引用し、次のような説明をすることで、一九二四年勅令及び一九二八年勅令も間接的な違憲審査の対象となりうると主張する。すなわち、統一教育法典（一九九四年四月一六日委任命令第二九七号）第一五九条及び第一九〇条は、小学校の備品 (arredi) 及び中学校の設備 (arredamento) の費用を市町村 (commune) が負担すべき旨を定めているが、その「備品」や「設備」の具体的な内容は必ずしも統一教育法典では定められていない。しかし、同法典第六七六条が一九二四年勅令第一一八条及び一九二八年勅令第二一九条の効力を維持しているところからすれば、同法典第一五九条及び第一九〇条にいう備品及び設備には、十字架像が含まれると解される。このように、一九二四年勅令第一一八条及び一九二八年勅令第二一九条の規定は、統一教育法典第一五九条及び第一九〇条を具体的に特定する規範であるということができるところから、憲法裁判所の審査の対象になりうる、と。

以上のような理由から、ヴェネト州行政裁判所は、本件の裁判を停止し、憲法裁判所に移送する決定を下したのである。

## (3) 二〇〇四年憲法裁判所決定

しかしながら、移送を受けた憲法裁判所は、二〇〇四年一月一日決定第三八九号<sup>43</sup>において、次のような理由で、本件の訴えを却下した。すなわち、「統一教育法典第一五九条及び第一九〇条は、それぞれ小学校と中学校について学校の備品を調達する負担を負うべき市町村の義務を定める」もので、「備品の費用の負担にのみ関係」するにすぎず、それらの規定と一九二四年勅令及び一九二八年勅令の規定との間には、州行政裁判所が言うような、行政規則の間接的な審査を可能にする「統合・特定関係」は存在しない。それゆえ、「上記の規則の規範が法律の効力を有しない」以上「これについて合憲性の判断を求めることはできない」から、本件は、明らかに憲法裁判所の審査の対象とならない、と。

このように憲法裁判所は、本件をいわば「門前払い」にした。この点、もし憲法裁判所が本案に踏み込んで違憲審査を行っていたならば、その結論がどちらであったにせよ、厳しい批判を浴びせられたであろうから、「憲法裁判所は逃げた」と評することもできないわけではない。しかしながら、他方で、この決定に関しては、十字架像の扱いに困った憲法裁判所が「ピラトのように手を引いた」という批判は当たらないという論評<sup>44</sup>が有力になされていることに留意する必要があるだろう。

つまり、ある事項について法律によってではなく行政規則によってのみ規律がされているときにはその規則自体を違憲審査の対象とすることができるとする見解は、そもそも、憲法裁判所の判例によっても、学説の大多数によっても支持されていない。仮に行政規則の規範が法律の規定を具体化している場合にはその規則の規定を違憲審査の対象となしうると考えるにしても、本件勅令を違憲審査の対象とするためには、学校に十字架像を設置することを概括的にも定める法律の規定が存在しなければならぬが、そのような法律の規定はイタリア法上存在しない。そうだとすれば、本件勅令それ自体について合憲性の問題を提起することはできないということにならざるをえない。

い。それゆえ、この論者は、本件決定は違法な判断拒否というよりは、憲法第一三四条によって課された限界を越えてはならないという憲法裁判所裁判官の義務に忠実であったというにすぎないと指摘するのである。<sup>45)</sup>

## II イタリア行政裁判所による判断

### (1) 二〇〇五年ヴェネト州行政裁判所判決

ともあれ、本件の審理は、ヴェネト州行政裁判所で仕切りなおして再開され、同裁判所は、二〇〇五年三月七日判決第一一〇号<sup>46)</sup>において、非常に複雑な議論を展開し、原告の訴えを棄却する判決を下している。

ヴェネト州行政裁判所は、まず、「我われの……歴史には良くも悪くもキリスト教が染み付いていることを否定することは困難であり」、ヴィツラ・マダーマ協約第九条による、「キリスト教の諸原理が『イタリア国民の歴史的財産の一部をなす』こと」の承認——ここで、同協約の「カトリック教の諸原理」の語が「キリスト教の諸原理」に置き換えられている点に注意されたい——は、単に「学校におけるカトリック教の教育の文脈でなされた言明ではなく、一般的な内容を有する言明」であると、イタリアのキリスト教的伝統を確認している。

そのうえで、州行政裁判所は、一方では、十字架像は学校に設置されたとしても「純粋な歴史的及び文化的な象徴とみなすことはできず、宗教的象徴でもあると考えられなければならない」ことを認めつつも、他方では、公立学校にキリスト教の象徴を設置することが許されるか否かを判断するためには「その象徴が憲法上の世俗性原理に対してどのような影響を及ぼすかを深く考察しなければならない」として、「キリスト教が共和国憲法によって法的に確立された諸価値に関してどのような態度をとっているかを探求すること」が必要であると主張する。

かくして、ヴェネト州行政裁判所は、キリスト教の教えがどのようなものか、具体的には、キリスト教の教えとイタリア憲法が採用した諸価値との関係という「神学的」<sup>47)</sup>な考察に足を踏み入れるのである。同裁判所によれば、

キリスト教は「他者への寛容と人間の尊厳の擁護をその信仰の中心に置いて」おり、「現代の世俗的国家、とりわけイタリア国家の基礎にある寛容、平等及び自由の観念を中核に含んでいる」<sup>48</sup>うえ、キリスト教思想と啓蒙主義との間の表面的な違いにかかわらず、「啓蒙主義のまさに基盤となる諸要素、つまり、あらゆる人間の自由と尊厳、人間の諸権利の宣言及び最後にまさしく近代国家の世俗性」は「キリスト教の概念に基づいている」のであり、それゆえ、「異端審問や反ユダヤ主義、十字軍にもかかわらず、キリスト教信仰の中核には、人間の尊厳、寛容、宗教的自由を含めて自由の原理があること、結局、国家の世俗性の基礎があることを容易に見定めることができる」とされる。

こうした分析に基づき、ヴェネト州行政裁判所は、「十字架像は、歴史及び文化の発展の象徴、わが国民のアイデンティティの象徴としてだけではなく、さらに人間の自由、平等及び人間の尊厳、宗教的寛容という諸価値の体系、それゆえ国家の世俗性の象徴として考えられなければならない」（傍点・筆者）と説くのである。

ヴェネト州行政裁判所にとって、十字架像は「国家の世俗性の象徴」である以上、国家の世俗性原理を根拠に教室から十字架像の撤去を要求することは、世俗性原理の形成に貢献した基本的な歴史的要素の一つを、まさにその原理の名の下に撤去するよう求める不合理な主張ということにならざるをえない。それゆえ、原告の請求は棄却されたのである。

## (2) 二〇〇六年国務院判決

これと同様の論理は、国務院判決にも見られる。ヴェネト州行政裁判所からの上訴を受けた国務院は、二〇〇六年二月一三日判決第五五六号<sup>(48)</sup>において、次のような理由で、上訴を斥けている。

国務院はまず、一九二四年勅令第一一八条は形式上統一教育法典又はヴィッラ・マダーマ協約（及びその施行法

律) によって廃止されているという上訴人の主張を斥け、同条が今なお有効か否かという問題は、同条の規範内容が国家の世俗性原理に反するか否かを検討することによって解決されなければならないとする。

そして、国務院は、憲法上明示的には定められていないが国家の世俗性原理は憲法の諸規範から導かれる憲法秩序の最高原理であるという憲法裁判所の説示を確認したうえで、「その内容は、これが機能するための使用条件によつて特定され」、その使用条件は「各国民の文化的伝統、生活慣習を参照することによつて……決定される」と主張する。つまり、世俗性原理は、国・時代を問わず、最低限、世俗的秩序と宗教的秩序との区別を要求するものであるが、それ以上に何が要求されるかは、国によつても時代によつても異なるのであり、その意味で世俗性原理は「本質的に歴史的なものである」とされる。それゆえ、教室への十字架像の設置が合憲かどうかは、抽象的に想定される世俗性原理ではなく、イタリア憲法の基本的諸規範から導かれる世俗性原理に照らして判断されなければならないというのである。

そのうえで、国務院は、十字架像は「設置される場所によつてさまざまな意味を帯び」、「礼拝の場所においては、キリスト教の創始者 (fondatore) に対する尊敬心を集めることを目的としているので、まさしく専ら『宗教的象徴』である」と言うことができるが、「若者の教育に充てられる学校のような、宗教的ではない場所」では別の意味をもちうると説く。つまり、国務院によれば、十字架像は、学校の教室に設置されたときには、「世俗的に重要な諸価値、とりわけ我われの市民的共生の基礎である憲法秩序の背後にあり、これに着想を与える諸価値」、換言すれば、「寛容、相互尊重、人の意義づけ、その諸権利の確認、その諸自由への配慮、権威に対する道徳的良心の自律性、人間の連帯、あらゆる差別の拒否」といった、憲法裁判所がイタリア国家の世俗性を説くに当たつて列挙する諸規範から明らかになる諸価値を表明するという意味を有するとされるのである。

かくして、国務院は、「イタリアの文化的文脈では」、十字架像以上にそれらの諸価値及びその宗教的起源を表明

するのに適した方法は存在しないと結論づける。もちろん、宗教的起源を有する世俗的な諸価値を表明するのに、十字架像と上訴人が求める「白い壁」のどちらがふさわしいのかについては議論がありうる。しかし、裁判の場面で問題となっているのは、教室への十字架像の設置が国家の世俗性原理に反するか否かなのであり、十字架像が「憲法典が受け入れ表現した諸価値を表明するのに効果的」な教育手段と考えられる以上、上訴人の請求を認容することはできない、と。

### (3) 小括

ヴェネト州行政裁判所と国務院の判決はともに、「イタリア国民の歴史的財産の一部」として十字架像の設置を正當化した一九八八年の国務院意見を継承しつつも、国家の世俗性原理について新たな理解を打ち出した点が注目される。<sup>(49)</sup>つまり、「教室の十字架像は国家の世俗性原理を表すものである」という、一見不思議な説示がそれである。

もちろん、州行政裁判所と国務院の間にはニュアンスの違いがあり、州行政裁判所の方は、十字架像はまさしくその宗教的意義ゆえに国家の世俗性を表していると主張するのに対し、<sup>(50)</sup>国務院の方は、イタリア憲法における国家の世俗性原理は宗教的起源を有するものであるという、やや控え目な言い方をするにとどめている。しかし、十字架像はイタリア国家の世俗性原理あるいはイタリア憲法の諸価値に合致するがゆえにこれを教室に設置したとしても世俗性原理に反するものではないとする点は、どちらも変わりはないといえよう。<sup>(51)</sup>

これらの判決——とりわけ、ヴェネト州行政裁判所の判決——に対しては、イタリアでも学説は総じて批判的である。州行政裁判所や国務院のような世俗性原理の理解が正しいかどうかという問題は後に検討することにして、ここでは次の二つの指摘に触れておこう。第一に、州行政裁判所は十字架像と国家の世俗性原理との関係を検討するに当たり、いわばキリスト教の教義に立ち入った考察をしているが、そうした考察をすることがそもそも適切だった

たのかという指摘がある。<sup>(52)</sup>つまり、そのような神学的な考察は「世俗裁判官の権限に属しない領域への明白な干渉」<sup>(53)</sup>になりうるのであって、世俗裁判所としてはこれを差し控えるべきだったのではないかという指摘である。

第二に、キリスト教思想と国家の世俗性原理との関係について州行政裁判所が説くところが正しいのかどうかも、問題である。州行政裁判所判決は、異端審問や十字軍、反ユダヤ主義といったカトリック教会の過去について、その分析とは正反対の結論に至りうる事実を「些細な出来事」であるかのように扱っており、「キリスト教史のきわめて偏ったポートレート」を描いたものだという指摘もなされているのである。<sup>(54)</sup><sup>(55)</sup>

ともあれ、確かなのは、「十字架像はイタリア型世俗性原理の象徴であると述べることによって、国務院は、〔国家の世俗性原理の〕新たな見方に道を開いた」<sup>(56)</sup>ことである。では、「イタリア型世俗性原理 (laicità all'italiana)」とは、どのようなものなのだろうか。その考察に進む前に、本件が最終的にどのような結末を迎えたのかをみておこう。

### Ⅲ ヨーロッパ人権裁判所による判断

#### (1) ヨーロッパ人権裁判所第二裁判部判決

本件は、国務院の判決によってイタリア国内での手続が尽くされたため、ヨーロッパ人権裁判所に舞台を移して争われることとなった。原告は、今度は、教室における十字架像の設置はヨーロッパ人権条約第九条（思想、良心及び信教の自由）及び第一議定書第二条（自己の宗教的・哲学的信念に合致する教育を行う両親の権利）で保障された権利を侵害するものであるとして、ヨーロッパ人権裁判所に提訴したのである。

この訴えに関し、ヨーロッパ人権裁判所二〇〇九年一月三日第二裁判部判決は、申立人の主張を認める判断を下した。同裁判部は、それまでの人権裁判所判例を参照し、教育における多元性が「民主社会」の維持にとって本



質的であること、学校の環境は生徒の社会的背景・宗教的信念・民族的出自にかかわらずなく開放的かつ非排他的でなければならぬこと、学校は宣教活動・布教の場であってはならないこと、学校のカリキュラムに含まれる情報・知識は客観的・批判的・多元的な方法で伝えられなければならないことといった一般的諸原理を確認したうえで、次のように説く。

同裁判部によれば、十字架像は際立って宗教的な象徴であり、「他の宗教を信仰する生徒や宗教を信じない生徒にとっては心を乱すもので……、この危険は、宗教的少数派に属する生徒の間で特に大きい」。そして、同裁判部は、十字架像は世俗的な諸価値を表すものであるというイタリア政府の主張に対しては、「なぜ、……その設置が言葉の条約上の意味での『民主社会』の維持にとって不可欠な教育上の多元性に資するものでありうるのか理解できない」とこれを一蹴して、申立人の請求を認容する判決を下している。

この判決は、イタリア国民・カトリック教会の強い反発を引き起こした。時の公教育大臣によって、「イデオロギーに動機付けられた人権裁判所であつても、我われのアイデンティティを奪うことはできない」という発言が公然となされ、ヴァチカンの報道官も、「十字架像はイタリアの歴史と文化における宗教的価値の重要性を示す基本的標章であつて、……排除の象徴ではない」という批判的なコメントを表明している<sup>58</sup>。

## (2) ヨーロッパ人権裁判所大裁判部判決

これに対し、ヨーロッパ人権裁判所二〇一一年三月一八日大裁判部判決は、「評価の余地」理論に大きく依拠して、第二裁判部判決を覆した。すなわち、「締結国が教育に関して帯びる任務の行使と、その教育が両親の宗教的・哲学的信念に一致することを確保するという両親の権利とを調和させようと努力するに際して、締結国が評価の余地を享受するという事実は残る。このことは、学校環境の組織並びにカリキュラムの設定及び計画にも及ぶ……」。

それゆえ、当裁判所は、原則として、宗教に与えられる地位を含めてこれらの事項に関する締結国の決定を、それが一種の教化に至らない限り、尊重する義務を負う。当裁判所は、本件において、公立学校の教室に十字架像を設置すべきか否かという決定は原則として被申立国の評価の余地の範囲内の事項であると結論する。さらに、公立学校における宗教的象徴の設置の問題についてヨーロッパのコンセンサスがなないという事実は、このアプローチに有利に働く」と。

そのうえで、大裁判部は、十字架像は消極的な象徴にすぎず、宗教の授業や宗教活動への参加のような積極的な教化作用を有しないこと、イタリアの学校においては他の宗教的標章（例えば、イスラムのスカーフなど）も許容されていることを指摘して、十字架像の設置は人権条約第一付属議定書第二条が禁ずる「教化」には当たらないと判断したのである。

このように第二裁判部と大裁判部とで判断が分かれたのは、端的に政治的な理由によるものだという見方もあるが、大裁判部判決が「評価の余地」理論に依拠して締結国の判断を尊重したことには、十分な理由があったように思われる。ヨーロッパ人権条約の締結国は、国教制を採る国から政教分離制を採る国までさまざまであり、ヨーロッパ人権条約は、信教の自由の保障についてはこれを明確に定めているものの、政教関係については特定の形態を示しているわけではない。<sup>(6)</sup> 学校という公的空間において宗教（あるいは宗教的象徴）が一定の役割を果たすことを認めるべきか否かについて締結国間でコンセンサスがなない以上、これが「評価の余地」の範囲内の問題であると考えられたのはやむを得なかったように思われる。

## 第三章 動揺するイタリア宗教法

## I 市民宗教としてのカトリック教

さて、再びイタリア国内に話を戻すと、ラウツイ事件の国務院判決にみられる新たな世俗性原理の捉え方、あるいは、イタリア社会でカトリック教が現在占めている地位を、宗教学の分野にいう「市民宗教 (civil religion)」の観念を用いて説明しようとする論考がみられる。そのような論考の一つとして、ミラノ大学のシルヴィオ・フェッラーリ教授の所説に注目したい。

「市民宗教」という表現は、論者によってさまざまな意味で用いられ、必ずしも特定の意味で用いられるわけではない。ただ、一九六〇年代以降アメリカで説かれ、一九九〇年代になってヨーロッパ各国で再び関心を集めてきた「市民宗教」というのは、「凝集力のある集団を創り出すことのできる諸価値の核心の探求」と関係しており、ごく大まかな言い方をすれば、特定の宗教・教義というよりは、「ある国の精神的なまとまりと社会的なつながりを築くことのできる諸価値、象徴、儀式を提供」するものと言うことができる<sup>(62)</sup>とされる。

「市民宗教」が、ある国の統合をもたらす諸原理及び諸価値、言い換えれば、ある社会のアイデンティティにかかわるものであるということは、この観念がアメリカ及びヨーロッパで注目を集めるようになった時期をみれば明らかであるという。確かに、これがアメリカで注目を集めた一九六〇年代は、公民権運動やベトナム戦争によって従来の価値観が揺らいだ時期と重なっており、ヨーロッパで注目されるようになった一九九〇年代は、アジアやアフリカからの移民によって各国のアイデンティティが問題とされるようになった時期と重なっている<sup>(64)</sup>。

さて、フェッラーリ教授によれば、ヨーロッパの各国において、その国のアイデンティティが問題とされるよう

になった背景には、ヨーロッパ全体にわたる宗教事情の変化があるという。それは、具体的には、宗教的多元性の増大であり、公的空間における宗教の復権である。

もちろん、イタリアを含むヨーロッパでは、以前からカトリックのほか、プロテスタント諸派やユダヤ教なども存在していたのであり、もともとさまざまな宗教が共存していたとすることができる。しかし、アフリカやアジアからの移民の増加に伴って、イスラムのほか、インド起源の宗教などもたらされ、宗教的多元性が一層増大したことが指摘されている<sup>(65)</sup>。

さらに、アフリカやアジアからの移民がもたらした宗教的多元性は、同時に文化的・倫理的多元性でもあるという点で、従来から存在していた宗教的多元性とは質的にも異なるといわれる。つまり、移民は、単に信じている宗教が違うというだけではない。移民は、政治的關係——例えば、国家や法と宗教との關係——についての考え方、家族關係——例えば、家族における女性の地位——についての考え方、もつと平凡なレベルでは、服を着たり食事をしたりする方法についても、伝統的なヨーロッパ社会で共有されてきたところとは異なる方法を有している。要するに、今日では、単なる宗教的な多元性だけではなく、「ライフスタイルや信念、価値、振る舞い」の多元性、つまり文化的・倫理的な多元性が問題となっているのである<sup>(66)</sup>。

このことと関連して、宗教的多元性と倫理的・文化的多元性が結びついた結果、公的空間において宗教の復権が進んでいることが指摘される<sup>(67)</sup>。従来、ヨーロッパでは、宗教は私事であり、ある宗教を信じているとしても、それは自宅や教会で礼拝をすればいいのであって、信仰を公の場で誇示するものではないと考えられてきた。しかし、今日、「ライフスタイルや信念、価値、振る舞い」にかかわる個人の選択は、宗教上の選択と結びつけて理解されまたは正当化されるようになっているといわれる。その最も顕著な例がイスラムのスカーフの問題であり、イスラム女性のスカーフは、今や、単なる民族衣装ではなく信仰の表明として、言い換えれば、文化的な選択の問題ではな

く宗教上の選択の問題として認識されている。つまり、かつては宗教とは無関係なものとして認識されていたものが、今では宗教的な意味合いをもつものとして公的空間に現れるようになってきているのである。

このことはイスラム移民に限られない。カトリックの側にもまた、同様の傾向が見られると言われる。例えば、かつて、イタリアにおいて国の政策にキリスト教的な傾向がみられたとしても、それは、政治に関心のある一般市民が行った政治上の選択の結果にすぎなかった。しかし、今日では、人工授精に関する国民投票や事実婚カプルの諸権利に関する法律案について、司教が政治的発言をするのをためらわれないことから明らかのように、政治上の選択と宗教上の選択とを結び付けようとする傾向がみられると指摘されている。<sup>(65)</sup>

ヨーロッパにおいて、市民宗教論が再び注目を集めるようになった背景には、こうした宗教的・文化的・倫理的な多元性の増大とそれによって生じた各国のアイデンティティの危機があり、その結果、帰属意識や連帯感を育む「共通の物語」が模索されるのである。

もちろん、再び社会に統合をもたらすための解決策は、国によって異なる。例えば、フランスでは、自由や平等、寛容といった普遍的・抽象的価値、すなわち「共和国のアイデンティティ」を表すものとして、「ライシテ」(世俗性)が市民宗教の役割を果たしており、社会の構成員にはこのライシテという市民宗教を受け入ることが求められていると言われる。<sup>(66)</sup>

これに対し、イタリアではむしろ、カトリック教が市民宗教として取り扱われるようになっており、それを最もよく表しているのが教室の十字架像をめぐる議論であるというのが、フェッターリ教授の分析である。

先の二〇〇六年の国務院判決について、フェッターリ教授は、次のような分析をしている。「国務院の判決を首尾一貫しない逆説的な説示をしたものとして斥けることは誤りであろう。反対に、それは明らかに、カトリック教のみがイタリアの市民宗教の役割を果たすことができ、社会のつながりを創設する一連の基本的諸原理と諸価値を提

供することができるという観念を、法律用語を用いて言い表そうとしたものであり、この観念は、カトリックの階層組織、連立与党及び世論の大部分によって支持されているのである」と。<sup>70)</sup>

つまり、国務院がラウツィ事件で言おうとしたのは、憲法が保障し社会で共有されている、寛容、相互尊重、人間の尊厳、人間の諸権利・諸自由、平等、連帯といった諸価値を提供することができるのはイスラム教でも仏教でもなくキリスト教なのであり、その中でもカトリック教はイタリア社会の基礎となる市民宗教という側面を有しているということだというのである。

フェッラーリ教授によれば、イタリアでは、カトリック教が市民宗教であると観念される結果、カトリック以外の宗教共同体は、カトリック教が提供する諸価値を受け入れることを通じて、イタリア社会に統合されることになる。<sup>71)</sup> それゆえ、イタリアでは、宗教的多元性は、「カトリックの伝統によって定義された文化的・倫理的な範囲」に限定されることになるのである。<sup>72)</sup>

以上のような現状分析は、これをよしとするかどうかはともかく——フェッラーリ教授も、決してカトリック市民宗教論を無条件に是認しているわけではない——、イタリアでは、決して特異な見解ではない。例えば、イタリアでは国家の統一に際してカトリック教以外に国民の統合の拠りどころとするものがなかったがゆえに、その後、「カトリックのイタリア」というレトリックが用いられるようになり、先の国務院判決はこうしたレトリックを反映したものであると分析する見解や、この国務院判決を社会のアイデンティティの喪失や社会統合における宗教の役割に関する議論の文脈に位置づける見解は<sup>73)</sup>いづれも、フェッラーリ教授の分析と軌を一にするものといえよう。

ところで、こうしたカトリック市民宗教論は、現在のところ、短期的には、社会統合の方法として一定の成功を収めているとみることができるのかもしれない。例えば、イタリアの公立学校では、希望者に対してカトリック教の宗教の授業が実施されているが、その宗教の授業を選択する児童・生徒の中には、無宗教者や、イスラム教徒の

子どもを含む五〇パーセント以上の外国人も含まれていると言われる。<sup>(76)</sup>このことは、カトリック教の宗教の授業がカトリックの教義を子どもに教え込む授業というよりは、イタリア社会の基本的な価値観を教える授業として、カトリック以外の宗派に所属する者や無宗教者にも受け入れられていることを意味しているのかもしれない。

また、カトリック教が市民宗教と取り扱われるからといって、直ちに他の宗教の信者が抑圧されるわけではなく、むしろ、カトリック教が他の宗教に保護の傘を提供している側面すらあるという指摘がある。<sup>(77)</sup>例えば、イスラム教徒の宗教的衣服の着用に関して、イタリアでは、イスラム女性のスカーフもカトリックのシスターのヴェールと同じことだと考えられているようで、イスラム女性のスカーフに対する拒否反応は強くないと言われる。<sup>(78)</sup>

さて、先に、ラウツイ事件の国務院判決は、新たな世俗性原理の捉え方を打ち出したものとみることができると述べた。国務院によるこの新たな世俗性原理は、カトリック教こそがイタリアの市民宗教であるという観念と結びついており、この点こそが、従来意識的または無意識的にイメージされてきた世俗性原理との違いだということができよう。では、それまで世俗性原理は、どのようなものと理解されてきたのだろうか。

## II イタリア型世俗性原理

### (1) 憲法裁判所判例の展開

#### (イ) 憲法裁判所一九九五年一〇月一八日判決第四四〇号

イタリアでは、ラウツイ事件をめぐって激しい論争が戦わされている間も、国家の世俗性原理それ自体が否定されることはなかった。むしろ、問題とされたのは、世俗性原理の真の意味は何かであり、<sup>(79)</sup>ヴァチカンが説くような「健全な世俗性 (sana laicità)」<sup>(80)</sup>こそが世俗性原理の正しい解釈なのか、それとも、モンタニャーナ事件における破綻の捉え方こそが正しい解釈なのか争われてきたのである。

憲法裁判所が国家の世俗性原理を憲法原理として打ち出した当初、その内容はごく控え目なものだったということは、すでに触れた。実際、憲法裁判所一九八九年判決第二〇三号は、公立学校における任意的なカトリック宗教教育の実施を合憲と判断した判決だったのであり、そこでいう国家の世俗性原理は「宗教に関して無関心で懐疑的な一九世紀の自由主義的伝統の世俗的国家」とはまったく異なるもので、むしろ、憲法裁判所は「フランス的な世俗性の解釈を是認するような印象を与えないよう、非常に注意」していたと評される<sup>(81)</sup>。このことは、同じく公立学校における任意的なカトリック宗教教育の合憲性が争われた、憲法裁判所一九九一年一月一四日判決第一三号<sup>(82)</sup>においても、同様である。

しかし、やがて、憲法裁判所は、国家の世俗性原理に関して新たな判例理論を展開し始める。憲法裁判所一九九五年一〇月一八日判決第四四〇号<sup>(83)</sup>は、「罵詈雑言又は侮辱的な言葉によって、神又は国の宗教において崇拜されている象徴若しくは人を公然と冒瀆する者」<sup>(84)</sup>に対して過料を科す旨を定める刑法典第七二四条一項の合憲性が争われた事例である。

本件で、憲法裁判所は、この刑法典の規定も市民の自由と平等という憲法原理及び国家の世俗性という憲法原理に照らして再構成する必要があると説き<sup>(85)</sup>、従来この規定はカトリック教がイタリア市民のほとんど全てが信仰する宗教であることや、イタリア国民の大部分の宗教的感情の保護を図る必要があること<sup>(87)</sup>を根拠に正当化されてきたが、この規定がカトリック教のみを保護の対象としていることは「イタリア市民の『ほとんど全て』がカトリック教に所属していることによっても、『イタリア国民の大部分』の宗教的感情を保護する必要があるとしても、正当化し続けることはできない」として<sup>(88)</sup>、この規定のうち、宗教的感情の刑事上の保護に關し宗派に基づく取扱いの差異を設けている、「国の宗教において崇拜されている象徴若しくは人」という部分について、宗教による差別のない法律の前の平等（憲法第三条）及びすべての宗派の平等な自由（第八条一項）に反し違憲であると判断した<sup>(89)</sup>。



(ロ) 憲法裁判所一九九七年七月二五日判決第二三五号

また、憲法裁判所一九九七年七月二五日判決第二三五号<sup>90</sup>は、一九七七年二月一六日法律第九〇四号第八条三項及び一九八五年五月二〇日法律第二二二号第四五条の合憲性が争われた事例である。これらの規定は要するに、カトリックの聖職者・聖職者扶持機構<sup>91</sup>に属する不動産について、当該不動産が団体の設立目的のために直接用いられているかどうかにかかわらず市町村不動産増価税を免除する旨を定めるものであった。それに対し、カトリック以外の宗派の団体（本件で問題となったのはユダヤ教の団体であった）に属する不動産については、団体の設立目的のために直接用いられる限りで不動産増価税を免除するものとされていた（一九七二年一月二六日共和国大統領令第六四三号第二五条）ことから、その取扱いの不平等が問題とされたのである。本件で、憲法裁判所は、聖職者扶持機構とユダヤ教共同体との間の性格の違いを指摘して、本件で問題とされた税制上の取扱いの違いを合憲と結論づけているが、その際、一般論として「すべての「宗派」に対する国家の宗教的中立性（*neutralità in materia religiosa*）を尊重すべき旨を説いており、<sup>92</sup>ここで、「世俗性」という語に代えて「中立性」という語が用いられたことは、注目に値する。

(ハ) 憲法裁判所一九九七年一月一四日判決第三二九号

さらに、憲法裁判所一九九七年一月一四日判決第三二九号<sup>93</sup>は、「礼拝の場所又は公の場所若しくは公開の場所において、礼拝の対象となる物若しくは礼拝のために捧げられた物又は礼拝の実践に必要とされる物を侮辱することにより、国の宗教を冒瀆した者」を一年以上三年以下の懲役に処すものと定めていた刑法典第四〇四条の合憲性が争われた事例である。「国の宗教」以外の宗教についても、同条に定める行為によって「国家において認容された宗派（*culto ammesso nello Stato*）」<sup>94</sup>を冒瀆する行為が犯罪とされていたが（第四〇六条）、その刑罰が減輕されるも

のとされていたため、「国の宗教」であるか否かによって法定刑に差が生じていた。

本件でも、憲法裁判所は、先の憲法裁判所一九九五年判決第四四〇号の論理を繰り返して、宗教的感情を刑法上保護するに際し宗派によって法定刑に差を設けることは憲法第三条に反すると結論づけているが、その際、国家の世俗性原理に関して次のように説いている点が注目される。本件で問題とされているような法定刑の差異は、「当裁判所……が何度も確認してきた国家の世俗性又は非宗派性 (non-confessionalità) の原理に反するであろう。この原理は、憲法がこの問題に充てている諸規定から推論されるように、宗教的経験に対する冷淡さを意味するものではないが、すべての宗派に関する立法の等距離性 (equidistanza) 及び公平性 (imparzialità) をもたらすものである」と。

(二) 憲法裁判所二〇〇〇年一月二〇日判決第五〇八号

最後に、憲法裁判所は、二〇〇〇年一月二〇日判決第五〇八号<sup>95</sup>において、「国の宗教を公然と侮辱した者」を処罰する刑法典第四〇二条についても、違憲と判断した<sup>96</sup>。ここでも、憲法裁判所は、一九九五年判決第四四〇号を引用しつつ、国家の世俗性原理について、「憲法裁判所が憲法典の諸規範の体系から導き出した世俗性原理は、『最高原理』に位置付けられる原理の一つであり、等距離性と公平性という立場はこの原理の反映である。この世俗性原理によって、わが国の形態は多元主義的な方向に性格づけられ、異なる信仰、文化及び伝統が等しく自由に共生することができるのである」と判示している。

このように、憲法裁判所は、一九九〇年代の後半になって、世俗性原理に関連して、「中立性」、「等距離性」、「公平性」といった概念を新たに打ち出した。憲法裁判所がこれによって何を意図していたのかについて、学説上、「これらの概念が教会と国家との間の距離を離すために用いられていることは明らかである。実際、中立性と公平性は、

単に平等原理を表現するものでも、以前の憲法裁判所の傾向にみられた世俗性の定義を十分に反映したものでもない。中立性原理は、宗教と国家を分離した実体と捉えるフランスの憲法モデルと結びついており、憲法裁判所は明らかにこの意味で中立性原理を用いている」という分析がなされている。<sup>(97)</sup>

このように憲法裁判所の世俗性原理の捉え方は、一九九〇年代の終わりには、フランス的な世俗性原理に接近しつつあったとみることができよう。そうだとすれば、モンタニャーナ事件に関する破毀院判決及びオフェーナ事件に関するモンタナロー決定における国家の世俗性原理の解釈は、実は、憲法裁判所の世俗性原理の理解に忠実に従ったものであったということができるのかもしれないのである。<sup>(98)</sup>

## (2) イタリア型世俗性原理の行方

これに対し、ラウツイ事件の国務院判決は、世俗性原理の解釈に「混乱」<sup>(99)</sup>をもたらしただよみにみえる。国務院による世俗性原理の解釈は、これらの憲法裁判所判例によって示された世俗性原理とは明らかに矛盾しているようにみえるからである。

まず、憲法裁判所は「ほとんど全て」のイタリア国民がカトリック信徒であることがカトリック教会に対する特別な優遇の理由になりうることを、まさしく国家の世俗性原理を根柢として明確に否定しているのであり、このような憲法裁判所の世俗性原理の理解を前提とする限り、「カトリックのイタリア」という観念を背景にカトリック教こそがイタリアの市民宗教であるとする考え方をとりいれる余地はないようにみえる。<sup>(100)</sup>

さらに、世俗性原理をどのように理解するにせよ、世俗的領域と宗教的領域との区別がこの原理の「前提であり、最初のコロラーである」ことは疑う余地がないはずなのに、<sup>(101)</sup>国務院判決による「曖昧な」世俗性原理はこの二つの領域の区別を不明確にするものであるようにみえる。実際、憲法裁判所の裁判官——しかも、上記の一九九〇年

代後半からの一連の裁判における報告担当裁判官<sup>(10)</sup>——を務めたグスタヴ・ヴォ・ザグレベルスキー教授は、国務院判決が行ったのは要するに「『歴史的な国民的宗教』を……市民のまとまりをもたらず要素として承認」し「『アイデンティティの宗教』を特別に優遇すること」であり、これは「公権力の政治的な力を下支えるために宗教の倫理的な力を用いる……、宗教と公権力との間の同盟」の提案にほかならず、「あらゆるヨーロッパ立憲主義国家の判例で確認された諸原理」に反するといふしかないといふ厳しい批判をしている<sup>(11)</sup>。

しかしながら、学説は、国務院判決が行った世俗性原理の解釈に対しては総じて批判的であるにもかかわらず、教室への十字架像の設置それ自体については必ずしも否定的ではないように思われる。

それには、第一に、イタリアの学説上、イタリア憲法上の国家の世俗性原理はフランス型の世俗性原理とは異なるものである（異なるものであるべきである）と、おそらくこの点では一致して考えられているという事情がある。一般に、イタリア型の世俗性原理は、フランス型の世俗性原理——「消極的な世俗性 (cautiva negativa) 原理」——と區別して、「積極的な世俗性 (cautiva positiva) の原理」であると説明される。国家とカトリック教会・協定宗派との間で協定が結ばれるという制度（第七条二項及び第八条三項）を有するイタリア憲法特有の問題は別にしても、イタリア憲法上の世俗性原理は、決して宗教を敵視するものではなく、むしろ、宗教が社会的なものでもあることの承認を前提に、宗教に対して国家が一定の保護を提供すること及び国家が諸宗派と協働することを許容するものであると理解されているといふことができる<sup>(12)</sup>。

この点につき、憲法裁判所もまた、「世俗性原理は、諸宗教に対する国家の冷淡さを意味するものではなく、宗派的及び文化的に多元的な体制において宗教的自由を保護するための国家の保障を意味する」（一九八九年判決第二〇三号）と説いていたのであり、国教侮辱罪等を定める刑法典の諸規定を違憲と判断した一連の判例においても、国民の宗教的感情に対して刑法上保護を与えることそれ自体が否定されたわけではない。このように、イタリアでは、

国家の世俗性原理は、諸宗派に対する公平性・等距離性という消極的な側面ばかりではなく、諸宗派に対する保護の提供という積極的側面ももった原理であると理解されているのである。<sup>(10)</sup>

第二に、イタリアで学校の十字架像の問題が論じられる際には、この問題が単独で議論されるというよりは、「公的空間において宗教的象徴が存在することを認めるか否か」という大きな問題の枠組みが設定され、この枠組みの中で議論がなされているという事情を指摘することができよう。学校の十字架像の問題は、「公的空間における宗教的象徴」という問題の一つとして、公的空間における宗教的衣の着用禁止の問題と表裏一体をなす問題だと考えられているように思われる。

その結果、イタリアでは、フランス型の消極的な世俗性原理は公的空間における宗教的衣の着用禁止という宗教的自由にとって「受け入れがたい帰結」<sup>(11)</sup>をもたらず原理として忌避され、積極的な世俗性原理に軍配が上げられることになる。つまり、「公的な場所において無神論的な見方を強制し、社会的、文化的及び宗教的な多元性を目に見えなくする」フランス型世俗性原理とは異なっており、イタリア型世俗性原理は、国家に対し「公の場において宗教的多元性の存在を不明確にすることはなく、宗教的多元性を保護し促進」するよう義務づけるものであると考えられている。<sup>(12)</sup> 積極的な世俗性原理は、「公の場においても信仰告白の実効的実践を保護する」<sup>(13)</sup>ものであり、それゆえに、教室の十字架像も、公的空間における宗教的衣と同様に、保護されるべきことになるのである。

先に、ラウツイ事件に関するヨーロッパ人権裁判所第二裁判部判決がイタリア国民の強い反発を引き起こしたことに触れた。従来、人権裁判所の判例には、公的空間から宗教を排除する消極的な世俗性原理をとる傾向があったと言われ、<sup>(14)</sup> ラウツイ事件の第二裁判部判決も、それに従ったものであったとすることができる。この第二裁判部判決に対するイタリアの反発は、自らのアイデンティティが否定されたという感情的な反発だけでなく、消極的世俗性原理の押し付けに対する拒否反応でもあったように思われる。

結局、イタリア憲法学・宗教学が目指してきたのは、教室への十字架像の設置を義務づける国教制ないし新国家告白主義でも、その設置を禁止するフランス型の消極的な世俗性原理でもない、積極的な世俗性原理という第三の道だったのである<sup>(11)</sup>、これこそがイタリア型世俗性原理だと考えられてきたといえることができる。しかし、このイタリア型世俗性原理が具体的にどのようなもので、具体的な適用場面でのどのような帰結をもたらすのは必ずしも明らかではなく、そうした中で出てきたのがラウツイ事件の国務院判決だったのである。

ただ、国務院の世俗性原理の解釈は、学説が目指してきた積極的世俗性原理の考え方とは異なるものであるように思われる。積極的世俗性原理は、国家が諸宗派に対し等しく保護を提供すべきことを求める原理のはずで、カトリック教という特定宗派の特権的に取り扱うことを正当化する原理ではない。国務院が説く国家の世俗性原理は、カトリック教こそがイタリアの市民宗教であるというカトリック市民宗教論を前提としているがために、教室の十字架像はイタリア社会の基本的諸価値を表すものであるとして、カトリック教の象徴だけを公的空間に設置することを正当化する原理となっているのである。

### おわりに

イタリア宗教学の中心的な課題は、当然のことながら、時代によって変化してきた。古くは、統一イタリア国家の成立と教皇国家の消滅を前に、世俗国家とカトリック教会との間でいかに相互の自律性・独立性を確保するかが最大の課題であった。この課題は、教会は国家と並ぶ始源的法秩序体であるとする学説<sup>(12)</sup>によって解決の方向を与えられ、ラテラノ協定及び現行憲法第七条の規定によって最終的に解決されている。

その後、課題となったのは、世俗化と宗教的多元化の進展というイタリア社会の変化を踏まえた、カトリックと

それ以外の宗派との平等取扱いの実現である。ヴィツラ・マダーマ協約による国教制の廃止と憲法裁判所による国家の世俗性原理の確立は、この課題に応えようとするものだったということができよう。

しかしながら、国家の世俗性原理を支持してきたイタリア憲法学・宗教学は、ここに来て、新たな難題に直面しているように思われる。イタリアにおいても、社会における宗教的多元性の一層の増大と公的空間における宗教の復権という現実を前に、社会の統合の核となるべきイタリアのアイデンティティとは何かが模索されている。そうした中で、カトリックの伝統にこれを求める見解が社会一般の支持を集めつつあり、しかも、最高行政裁判所である国務院によって、カトリック市民宗教論を前提とする国家の世俗性原理の解釈が示されているのである。

現在のところ、イタリア憲法学・宗教学は総じて、従来の憲法裁判所による世俗性原理の解釈を支持し、国務院が示した新たな世俗性原理の理解に対しては批判的であるといえよう。しかし、だからといって、イタリア憲法上の国家の世俗性原理に何の動揺もみられないというわけではない。

カトリック市民宗教論による挑戦が難題なのは、これがイタリアのアイデンティティという問題にかかわるからである。いずれの社会も、統合を維持するためには、市民の間で基本的な諸価値が共有されること、「市民の心を熱くすることのできる何か」が存在する必要がある<sup>(18)</sup>。そして、もしイタリアには「もともととの文化的・宗教的同質性」以外に求めるべき統合の拠りどころがないのだとすれば、カトリック市民宗教論を斥けることは容易なことではない。他方で、学説が目指してきたイタリア型の積極的な世俗性原理は、いまだその具体的な帰結が必ずしも明らかとは言いがたく、その結果、いつでも国務院のような世俗性原理の解釈に傾く可能性を内包している。

カトリック市民宗教論を前提とする世俗性原理の解釈が今後イタリア法に受け入れられるのかどうかは、明らかではない。二〇〇六年にラウツイ事件の国務院判決が出されてから二〇一二年の現在まで、何が国家の世俗性原理の真の意味かという問題に憲法裁判所が正面から取り組んだ判例は存在しない<sup>(19)</sup>。イタリア型の国家の世俗性原理が

どのような方向に進むのか、今後の動向が注目される。

五〇

\* 欧文献の出典表示について、本稿では、言語・出版国にかかわらず、イタリア式の表示方法で統一した。

- (1) *Senzenza Corte cost. tedesca 16 maggio 1995*, in *BVerfGE*, vol. 93, p. 1.
- (2) そのすべてを列挙することはないが、例えば、石村修「公立学校における磔刑像（十字架）」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅱ（第二版）』（信山社、二〇〇六年）一一五頁、塩津徹「ドイツにおける国家と宗教」（成文堂、二〇一〇年）五九頁以下など。
- (3) 田近肇「イタリアにおけるカトリック教会の法的地位——その原理的側面——」岡山大学法学会雑誌五四卷四号（二〇〇五年）八三頁、一〇二頁（以下、田近「カトリック教会の法的地位」と略す）。
- (4) カザーティ法については、田近肇「イタリアにおける私学教育の自由」岡山大学法学会雑誌五六卷三―四号（二〇〇七年）二四九頁、二五四頁を参照。
- (5) アルベルト憲章は、その後、統一イタリア王国の憲法となり、一九四四年六月二五日国王代行命令一二五号で廃棄されるまで続いた。井口文男『イタリア憲法史』（有信堂、一九九八年）六七頁以下。
- (6) Francesco Finocchiaro (a cura di Andrea Betteini & Gaetano Lo Castro), *Diritto ecclesiastico*, 10<sup>a</sup> ed. Zanichelli, 2009, p. 20.
- (7) Finocchiaro, *Diritto ecclesiastico*, op. cit., p. 47. この時代の一連の反教権主義的政策については、井口・前掲書四九頁以下、同「近代イタリアにおける政教関係」岡山大学法学会雑誌五四卷四号（二〇〇五年）三七八頁、三六二頁以下を参照。
- (8) Maria Elisabetta de Francisci, *Italy and the Vatican*, Peter Lang, 1989, p. 31.
- (9) Finocchiaro, *Diritto ecclesiastico*, op. cit., p. 49; de Francisci, op. cit., p. 43; John F. Pollard, *The Vatican and Italian Fascism, 1929-32*, Cambridge U.P., 1985, p. 21.
- (10) Arturo Carlo Jemolo, *Chiesa e Stato in Italia negli ultimi cento anni*, Giulio Einaudi, 1948, pp. 591-595; Pollard, op. cit., p. 22. また、一九二二年の全国ファシスタ党綱領では、教会が霊的役務を遂行する広範な自由の主張が盛り込まれた。井口・前掲書一一七頁。
- (11) イタリア人民党は、一九一九年、聖職者ルイージ・ストゥルツォにより創設された。同党は、いわゆるカトリック政党ではなく、「党員がたまたまカトリック信徒である政党」とされていたが、「明らかにカトリック的な綱領をもった政党」であった。カトリックの政治的影響力は、信徒がイタリア国家の選挙に参加することを禁じた一八六八年の選挙参加禁止令 (non



- expedit) が一九〇四年に緩和されてから拡大を続けており、実際、一九一三年の代議院議員総選挙でジョリッテイ率いる自由主義陣営の圧勝をもたらしたのは、カトリック票であった(井口・前掲書九九頁)。そして、イタリア人民党は、一九一九年の総選挙では一〇〇名の当選者を出し、代議院でキャステイング・ヴォートを握っていた。
- (12) Pollard, op. cit., pp. 15 & 21.
- (13) ラテラノ協定 (Patti Lateranensi) は、「聖座とイタリアとの間の一九二九年二月一日政教条約」(Trattato Lateranense)、「聖座とイタリアとの間の一九二九年二月一日政教協約」(ラテラノ協約 (Concordato Lateranense))、「財務協定 (Convenzione finanziaria) の三つの取極めから成る。このうち、ラテラノ条約の邦訳は、文化庁編『海外の宗教事情に関する調査報告書資料編 4 イタリア宗教関係法令集』(二〇一〇年) 八頁(井口文男・田近肇訳)(以下、文化庁編『宗教関係法令集』と略す。なお、この資料は、文化庁HP (<http://www.bunka.go.jp/shukyouthoujin/kaigai.html>) にも掲載されている)を参照。
- (14) 田近「カトリック教会の法的地位」八三頁を参照。
- (15) Jemolo, op. cit., p. 613.
- (16) Vedi Luciano Zannotti, Il crocifisso nelle aule scolastiche, in *Dir. eccl.*, 1990, I, p. 325.
- (17) ただし、現行憲法下でファシズム時代の多くの少数宗派抑圧立法が憲法裁判所によって違憲と判断されており、ファシズム期の非寛容型国教制がそのまま維持されたわけではない。この点につき、田近「カトリック教会の法的地位」八九頁を参照。
- (18) 同協約の邦訳は、文化庁編『宗教関係法令集』二六頁を参照。
- (19) 一九八五年五月二〇日法律第二二二号の邦訳は、文化庁編『宗教関係法令集』四六頁を参照。財政支援制度の概要については、田近肇「イタリアにおける国家とカトリック教会」宗教法二五号(二〇〇六年)六九頁、七六頁(以下、田近「国家とカトリック教会」と略す。)及び文化庁編『海外の宗教事情に関する調査報告書』(二〇〇八年)一六九頁(井口文男・田近肇執筆)(以下、文化庁編『調査報告書』と略す。なお、この報告書も文化庁の上記HPに掲載されている)を参照。
- (20) 田近「カトリック教会の法的地位」九一頁、同「国家とカトリック教会」七三頁及び文化庁編『調査報告書』一四六頁以下を参照。
- (21) 例えばワルドー派に関しては、一九八四年八月一日法律第四四九号第一一条及び一九九三年一〇月五日法律第四〇九号第四条をみよ。これらの法律の邦訳は、文化庁編『宗教関係法令集』八二頁及び九六頁を参照。
- (22) Sentenza Corte cost. 12 aprile 1989 n. 203, in *Cinr. cost.*, 1989, I, p. 890.
- (23) Luciano Musselli, Insegnamento della religione cattolica e tutela della libertà religiosa, in *Cinr. cost.*, 1989, I, p. 908.

- (24) Francesco Finocchiaro, *La repubblica italiana non è uno Stato laico*, in *Dir. ecdl.*, 1997, I, p. 21. 事実、教皇国家の消滅後、世俗国家と教会との間の関係を新たに規律するため制定された教皇保障法(教皇と聖座の特権及び国家と教会との関係に関する一八七一年五月二三日法律第二二四号)は、イタリア国家によって一方的に制定された法律であった。教皇保障法に関しては、井口・前掲論文三五七頁を参照。
- (25) Andrea Pin, *Il percorso della laicità «all'italiana»*. Dalla prima giurisprudenza costituzionale al Tar veneto : una sintesi ricostruttiva, in *GDPE*, 2006, I, p. 207.
- (26) Nota del Ministero dell'Interno 5 ottobre 1984 n. 5160/M/1, in <http://www.unife.it/amicuscuriae>
- (27) *Parere Cons. Stat.*, Sez. II, 27 aprile 1988 n. 63, in <http://www.unife.it/amicuscuriae>
- (28) イタリアの国務院 (Consiglio di Stato) は、フランスの国務院 (Conseil d'Etat) と同様、諮問機関としての役割と行政裁判機関としての役割とを有しており(イタリア共和国憲法第一〇〇条一項参照)。この一九八八年の意見は、国務院が諮問機関として出した意見である。
- (29) *Sentenza Cass.*, Sez. pen. IV, 1 marzo 2000 n. 439, in *GDPE*, 2000, III, p. 846.
- (30) Pin, *Il percorso della laicità*, op. cit., p. 218; Andrea Pin, *Religious symbols on government property : public schools, the Italian crucifix, and the European Court of Human Rights: the Italian separation of Church and State*, in *Emory Int'l L. Rev.*, 2011, vol. 25, p. 129.
- (31) 本件を紹介した邦語文献として、秦泉寺友紀「イタリアにおける十字架論争——二〇〇三年ラクイラの事例を手がかりとして」和洋女子大学紀要五一集(二〇一一年)一〇一頁がある。
- (32) *Ordinanza Tribunale civile di L'Aquila 23 ottobre 2003* in <http://www.olt.it/>
- (33) 郷富佐子『パチカン——ロー法王序は「ま」』(石波新書 二〇〇七年)二〇二頁。
- (34) *Ordinanza Tribunale di L'Aquila 19 novembre 2003* in <http://www.olt.it/>
- (35) 包括学校 (istituto comprensivo) とは、同じ地区の幼稚園、小学校及び中学校を同一の運営機関の下に集めた形態の学校をいう。
- (36) 学校評議会 (consiglio di istituto) については、海老原治善・西ヶ久保徹郎「日本の P T A と根本的に違うイタリアの学校評議会」季刊教育法七四号(一九八八年)二頁を参照。
- (37) イタリアの行政訴訟制度においては、二審制がとられ、州行政裁判所 (tribunale amministrativo regionale。一般に「T A R」と略される) が第一審裁判所であり、国務院が上訴審裁判所である(憲法第二二五条及び行政訴訟法典(二〇一〇年七月

- 二日共和国大統領令第二〇四号) 第四条以下を参照)。なお、行政訴訟法典については、芦田淳「行政訴訟法典の成立」ジュリー四一四号(二〇一一年)二二三頁を参照。
- (38) イタリアでは、通常裁判所及び行政裁判所における裁判の中での法律の合憲性の問題が提起されたときに、その裁判を停止して憲法裁判所に移送するという、憲法裁判所集中型かつ前提問題型の憲法裁判制度が採られている(一九四八年二月九日憲法的法律第一号第一條及び一九五三年三月一日法律第八七号第二三條一項を参照)。わが国でよく知られているドイツの制度に即して言えば、具体的規範統制に類似する制度といえよう。イタリアの憲法裁判制度を紹介した邦語文献としては、和田英夫「西ドイツ・イタリア・フランスの憲法裁判管見(三)——大陸型違憲審査制の国々をたずねて」判時八七二号(一九七八年)一五頁、永田秀樹「イタリアの憲法裁判」阿部照哉ほか編「現代違憲審査論 覚道豊治先生古稀記念論集」(法律文化社、一九九六年)二二四頁、参議院憲法調査会事務局編「参憲資料第5号 イタリア共和国憲法概要」(二〇〇一年)一三頁(井口文男執筆)を参照された。
- (39) Ordinanza TAR Veneto, Sez. I, 14 gennaio 2004, n. 56 in <http://www.ohr.it/>
- (40) 一九五三年三月一日法律第八七号(憲法裁判所の構成及び運営に関する諸規範)の邦訳は、田近肇「イタリア憲法裁判所 関連法令集」(本誌本号に掲載予定)を参照。また、それ以外の邦訳として、参議院憲法調査会事務局編「参憲資料第11号 憲法裁判と司法審査制に関する主要国の制度」(二〇〇二年)一〇九頁及び井口文男「試訳・イタリア憲法院関連法規」(岡山大学法学会雑誌四一巻一号(一九九一年)二四五頁もある)。
- (41) Sentenza Corte cost. 20 dicembre 1988 n. 1104, in *Giur. cost.*, 1988, X, p. 5358.
- (42) Sentenza Corte cost. 30 dicembre 1994 n. 456, in *Giur. cost.*, 1994, VI, p. 3949.
- (43) Ordinanza Corte cost. 15 dicembre 2004 n. 389, in *Giur. cost.*, 2004, VI, p. 4280.
- (44) Sergio Laticcia, A ciascuno il suo compito: non spetta alla Corte costituzionale disporre la rimozione del crocifisso nei locali pubblici, in *Giur. cost.*, 2004, VI, p. 4287.
- (45) Laticcia, op. cit., p. 4289.
- (46) Sentenza TAR Veneto, Sez. III, 17 marzo 2005 n. 1110 in <http://www.ohr.it/>
- (47) Jlia Pasquati Cerioli, Il crocifisso «afferma» la laicità, ma il giudice la nega, in <http://www.ohr.it/>, p. 4.
- (48) Sentenza Cons. Stato, Sez. VI, 13 febbraio 2006 n. 556, in *QDPE*, 2006, III, p. 776.
- (49) Cerioli, op. cit., p. 6.
- (50) Pin, Il percorso della laicità, op. cit., p. 227.

- (11) Pin, Religious symbols, op. cit., p. 104.
- (12) Pin, Religious symbols, op. cit., p. 104 ; Pin, Il percorso della laicità, op. cit., p. 227.
- (13) Vedi Paolo Cavana, La questione del crocifisso in Italia, in <http://www.oliv.it/>, p. 7.
- (14) Nicola Fiorita, Se il crocifisso afferma e conferma la laicità dello Stato : paradossi, incongruenze e sconfittamenti di una sentenza del Tar del Veneto, in <http://www.oliv.it/>, p. 5.
- (15) Pin, Religious symbols, op. cit., p. 104.
- (16) Silvio Ferrari, The Italian pattern of law and religion relations : Catholicism as the Italian civil religion, in AA. VV., *Commissions philosophiques et religieuses et droits positives*, Bruylant, 2010, p. 413.
- (17) Lautsi v. Italy, in *Int'l Legal Materials*, 2010, vol. 49, p. 32. なお、本件を紹介した邦語文献として、北村泰三「ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる人権と多文化主義との相克」世界法年報二九号(二〇一〇年)八六頁がある。
- (18) Guardian, Human rights ruling against classroom crucifixes angers Italy (3 Nov. 2009), in <http://www.guardian.co.uk/>
- (19) Lautsi v. Italy, in *Int'l Legal Materials*, 2011, vol. 50, p. 894.
- (20) Rob Lamb, When Human Rights Have Gone too Far : Tradition and Equality in Lautsi v. Italy, in *N.C.J. Int'l & Com. Reg.*, 2011, vol. 36, p. 752.
- (21) Christian Walter, Introductory Note to the European Court of Human Rights : Lautsi v. Italy, in *Int'l Legal Materials*, 2010, vol. 49, p. 33.
- (22) Vedi, per es., Robert N. Bellah, Civil Religion in America, in *Daedalus*, 1967, vol. 96, I, p. 1.
- (23) Silvio Ferrari, Civil Religion in the United States and Europe : Models and Perspectives, in *George Washington Int'l L. Rev.*, 2010, vol. 41, p. 749 (citing Robert N. Bellah, *The Broken Covenant*, Chicago U.P., 1975, p. 3).
- (24) S. Ferrari, Civil Religion, op. cit., p. 749 ; S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 409.
- (25) Silvio Ferrari, Stati e religioni in Europa : un nuovo baricentro per la politica ecclesiastica europea?, in *QDPE*, 2008, I, p. 4 ; Silvio Ferrari, Conclusion, in Silvio Ferrari & Rinaldo Cristofori (a cura di), *Law and Religion in the 21st Century*, Ashgate, 2010, p. 369.
- (26) S. Ferrari, Stati e religioni, op. cit., p. 4 ; S. Ferrari, Conclusion, op. cit., p. 369.
- (27) S. Ferrari, Stati e religioni, op. cit., p. 5 ; S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 400.
- (28) S. Ferrari, Stati e religioni, op. cit., p. 6.

- (69) S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 415; S. Ferrari, Civil Religion, op. cit., p. 751.
- (70) S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 413.
- (71) S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 413.
- (72) S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 418.
- (73) Alessandro Ferrari, Civil Religion in Italy: A "Mission Impossible"?, in *George Washington Int'l L. Rev.*, 2010, vol. 41, p. 839.
- (74) Gustavo Zagrebelsky, Stato e Chiesa: cittadini e cattolici, in *Diritto pubblico*, 2007, III, p. 715.
- (75) 公立学校における宗教教育の詳細については、田近「国家とカトリック教会」八三頁及び文化庁編『調査報告書』一七一頁を参照。
- (76) 文化庁編『調査報告書』一七三頁参照。
- (77) S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 412.
- (78) S. Ferrari, Italian pattern, op. cit., p. 411 n. 34.
- (79) Paolo Ronchi, Crucifixes, Margin of Appreciation and Consensus: The Grand Chamber Ruling in Lautsi v. Italy, in *Eccl. L.J.*, 2011, vol. 13, p. 290.
- (80) Vedi Pio XII, Ai marchigiani residenti in Roma (23 marzo 1958), in [http://www.vatican.va/holy\\_father/pius\\_xii/index\\_it.htm](http://www.vatican.va/holy_father/pius_xii/index_it.htm)
- (81) Pin, Religious symbols, op. cit., p. 122.
- (82) Sentenza Corte cost. 14 gennaio 1991 n. 13, in *Giur. cost.*, 1991, I, p. 77.
- (83) Sentenza Corte cost. 18 ottobre 1995 n. 440, in *Giur. cost.*, 1995, III, p. 3475.
- (84) 「神又は国の宗教における崇拜される象徴若しくは人 (La Divinità o i Simboli o le Persone venerati nella religione dello Stato)」という文言については、「国の宗教において崇拜される神又は象徴若しくは人」と読む解釈もありうる。ここでは、憲法裁判所の解釈に従って訳出した。
- (85) なお、この規定については、「国の宗教」という文言が用いられていることから、国教制が廃止された現在では効力を失ったのではないかという議論もありうるが、憲法裁判所は、「国の宗教」の語は「カトリック教」を意味すると解釈し、この規定は失効したわけではなくという前提に立っている。
- (86) Vedi Sentenza Corte cost. 17 dicembre 1958 n. 79, in *Giur. cost.*, 1958, p. 990.

- (87) Vedi Sentenza Corte cost. 14 febbraio 1973 n. 14, in *Giur. cost.*, 1973, I, p. 69.
- (88) Vedi Sentenza Corte cost. 8 luglio 1988 n. 925, in *Giur. cost.*, 1988, I, p. 4294.
- (89) なお、刑法典第七二四条一項のうち、「神……を公然と冒瀆する……」という部分については、カトリック教ないしはキリスト教の神に限定されるわけではないから、憲法上問題ないものとされてゐる。
- (90) Sentenza Corte cost. 15 luglio 1997 n. 235, in *Giur. cost.*, 1997, IV, p. 2228.
- (91) 聖職者扶持機構 (Istituto per il sostentamento del clero) にこつては、田近「国家とカトリック教会」七八頁以下を参照。
- (92) なお、市町村不動産増価税 (INVTM=imposta comunale sull'incremento di valore degli immobili) は、二〇〇一年一月二八日法律第四四八号第八条により、二〇〇二年一月一日をもつて最終的に廃止された。Vedi Gianni de Luca, *Diritto Tributario*, 19<sup>e</sup> ed., Simone, 2005, p. 590.
- (93) Sentenza Corte cost. 14 novembre 1997 n. 329, in *Giur. cost.*, 1997, VI, p. 3335.
- (94) 刑法典が制定された一九三〇年当時、カトリック以外の宗派は、憲法上、寛容に取り扱われる (tolerato) 宗派であり (アルベルト憲章第一条二項)、特別法による規律がなされたワルドー派とユダヤ教を除いて、「国家において認容された宗派の活動及びその祭司が挙式を主宰する婚姻に関する諸規定」(一九二九年六月二四日法律第一一五九号。いわゆる認容宗派法) によって規律される「国家において認容された宗派」として扱われていた。この点につき、田近「カトリック教会の法的地位」八六頁を参照。また、認容宗派法の邦訳は、文化庁編『宗教関係法令集』一〇二頁を参照。
- (95) Sentenza Corte cost. 20 novembre 2000 n. 508, in *Giur. cost.*, 2000, VI, p. 3965.
- (96) なお、憲法裁判所は、その後、カトリック教の宗教活動妨害罪を定めた第四〇五条及び信徒・聖職者の侮辱による国教冒瀆罪を定めた第四〇三条についてもそれぞれ、憲法裁判所二〇〇二年七月九日判決第三二七号 (Sentenza Corte cost. 9 luglio 2002 n. 327, in *Giur. cost.*, 2002, IV, p. 2522) 及び憲法裁判所二〇〇五年四月二九日判決第一六八号 (Sentenza Corte cost. 29 aprile 2005 n. 168, in *Giur. cost.*, 2005, II, p. 1379) において違憲と判断してゐる。その結果、二〇〇六年二月二四日法律第八五号によって、刑法典第四〇六条は廃止され、第四〇三条、第四〇四条及び第四〇五条はすべての宗派を保護の対象とするような形で改正された。
- (97) Pin, *Religious symbols*, op. cit., p. 127.
- (98) Ronchi, op. cit., p. 291.
- (99) Jlia Pasquali Cerioli, *La laicità nella giurisprudenza amministrativa: da principio supremo a "simbolo religioso"*, in <http://www.statochiese.it/>, p. 6.

- (10) Stefano Sicardi, Alcuni problemi della laicità in versione italiana, in <http://www.statochiese.it/>, pp. 12-15.
- (11) Jlia Pasquali Cerioli, *L'indipendenza dello Stato e delle confessioni religiose*, Giuffrè, 2006, p. 24. Vedi anche Antonio Vitale, *Corso di diritto ecclesiastico*, 9<sup>a</sup> ed., Giuffrè, 1998, p. 30.
- (12) 報告担当裁判官 (giudice relatore) は、事件ごと長官によって指名され (憲法裁判所における裁判に関する補充規範 (二〇〇八年一〇月七日憲法裁判所決定) 第七条一項)、口頭弁論において当該事件の要点を報告するほか (第一二六条一項)、起案担当裁判官 (giudice redattore) として判決の起案を行う (第一七条四項)。この邦訳についても、田近「イタリア憲法裁判所関連法令集」を参照。
- (13) Zagrebelsky, op. cit., pp. 715-717.
- (14) この協定制度が存在する結果、協定に定められてゐる事項については、宗派間の取扱いの完全な平等とていふことはありえない (ラッパコニチス)。<sup>28</sup> Vedi Marco Cuniberti, Brevi osservazioni su laicità dello Stato e obbligo di esposizione del crocifisso nelle aule scolastiche, in Roberto Bin, Giudita Brunelli, Andrea Pugliotto & Paolo Veronesi (a cura di), *La laicità crocifissa? Il nodo costituzionale dei simboli religiosi nei luoghi pubblici*, G. Giappichelli, 2004, p. 93.
- (15) この限りでは、実は、積極的な世俗性原理の観念は、ヴァチカンの「健全な世俗性」の主張と重なり合ふ。Vedi Giorgio Feliciani, La laicità dello Stato negli insegnamenti di Benedetto XVI, in <http://www.statochiese.it/>, p. 6.
- (16) Alessandro Oddi, Il principio di «laicità» nella giurisprudenza costituzionale, in Bin et al., op. cit., p. 247.
- (17) Marra Cartabia, Il crocifisso e il calamaio, in Bin et al., op. cit., p. 66.
- (18) Cartabia, op. cit., pp. 64 & 66.
- (19) Ida Nicotra, Il crocifisso nei luoghi pubblici: la Corte costituzionale ad un bivio tra riaffermazione della laicità di «servizio» e fughe in avanti verso un laicismo oltretanzista, in Bin et al., op. cit., p. 235.
- (20) Claudia Morini, Secularism and Freedom of Religion: The approach of the European Court of Human Rights, in *Jsr. L. Rev.*, vol. 43, p. 629 (2010); Ronchi, op. cit., p. 296. ただし、人権裁判所自身は、その基本的な考え方を表すのに「中立性 (neutrality)」「公平性 (impartiality)」の語を用いており、「世俗性 (secularism, laïcité)」の語を用いてゐるわけではなからう。
- (21) Vedi Cartabia, op. cit., p. 67.
- (22) Santi Romano, *Lezioni di diritto ecclesiastico*, Società Editrice Universitaria, 1912, p. 51.
- (23) S. Ferrari, *Civil Religion*, op. cit., p. 750.

- (114) A. Ferrari, op. cit., p. 843.
- (115) 憲法裁判所二〇〇九年二月二三日判決第三八号 (Sentenza Corte cost. 13 febbraio 2009 n. 38, in *Giur. cost.*, 2009, I, p. 294) がわずかに世俗性原理に言及しているが、この原理の内容について説くところはまったくない。